

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 22 日（火）第3027号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	告 示	公 告
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（※）（2件）		
		（障害福祉課取扱い） 1
○有害な映画等の指定		（青少年男女共同参画課取扱い） 3
○有害な図書等の指定		（青少年男女共同参画課取扱い） 4
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 4
○都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧（3件）		（都市計画課取扱い） 4
○都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 5
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止		（大島支庁取扱い） 5
		（監理課取扱い） 6
○一般競争入札公告		
		（選挙管理委員会告示） 9
○選挙運動費用収支報告書の要旨の公表		
		（監査委員事務局取扱い） 12
○監査結果の報告に係る措置の公表		
		（生活環境課取扱い） 13
○遊技機の型式の検定の告示		

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則（昭和56年鹿児島県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「」は、「」を「」は、別表の左欄に掲げる所得税額の合算額（」に、「。以下」を「。第5条第2項を除き、以下」に、「得た額」を「得た額をいう。）」に、「別表」を「同表の右欄」に改め、同条第2項中「前項」を「前条及び前項」に、「世帯員」を「世帯の世帯員」に、「における徴収額は、無料とする」を「には、費用の徴収は行わないものとする」に改め、同条第3項中「その者に係るその」を「当該」に、「第1項の規定による額」を

「認定額」に改める。

第 4 条中「知事は、」を「知事は、前条の規定により」に、「措置入院者の第 1 順位の保護者（次条において単に「保護者」という。）に対して、」を「入院費用負担者に対して、当該」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「保護者は、その保護する」を「入院費用負担者は、」に、「当該措置入院者に係る入院費用負担者のそれぞれの」を「それぞれ」に改め、同条第 3 項中「入院費用負担者のそれぞれの前年分の所得税の額を証する書類及び入院費用負担者の世帯全員の住民票」を「次の書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 入院費用負担者の住民票の写し
- (2) 入院費用負担者が市町村民税所得割を課された者である場合は、前年分の所得税の額を証する書類
- (3) 措置入院者又はその属する世帯の世帯員のうちに生活保護法による保護を受けている者がいる場合は、地域振興局若しくは支庁の長又は福祉事務所長（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所の長及び同法附則第 7 項の規定に基づき置かれた組織の長をいう。以下同じ。）が発行するその旨を証する書類
- (4) 措置入院者又はその属する世帯の世帯員のうちに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者がいる場合は、地域振興局若しくは支庁の長又は福祉事務所長が発行するその旨を証する書類の写し

第 6 条の見出し中「費用徴収額」を「徴収額」に改め、同条第 2 項中「費用徴収額減額（免除）申請書」を「徴収額減額（免除）申請書」に、「を知事」を「に当該申請の理由を証する書類を添えて知事」に改め、同条第 3 項中「通知する」を「通知するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、徴収額に変更があつたときは、入院費用負担者に対して、変更後の徴収額を通知するものとする。

別表中 「 所得税額の合算額（年間） 」 を 「 所得税額の合算額 」 に、「費用

徴収額（月額）」を「徴収額」に改める。

別記第 1 号様式中

※ 扶養義務者氏名 (保護者氏名)				※ 住 所				
※ 入院者及び入院者と生計を一にする者の氏名	※ 統 柄	※ 年 齢	※ 職 業	前年分 所得額	現年度分市町村民税			参 考 ( 所得税の課税 非課税の別 )
					非課税	均等割	所得割額	

を

※ 入院費用負担者氏名	※ 年 齢	※ 入 院 者 と の 続 柄	※ 職 業	前年分 所得額	現年度分市町村民税			参 考 ( 所得税の課税 非課税の別 )
					非課税	均等割	所得割額	

に、

「 (入院者) 本人 」 を 「 」 に改め、同様式備考 3 を次のよ

うに改める。

3 添付書類

- (1) 入院費用負担者の住民票の写し
- (2) 入院費用負担者が市町村民税所得割を課された者である場合

- ア 給与所得者にあつては、前年分の源泉徴収票
- イ その他の所得者及び給与所得者で税務署に前年分の確定申告をしたものにあつては、税務署長が発行する同年分の所得税の額を証する納税証明書
- (3) 入院者又はその属する世帯の世帯員のうちに生活保護法による保護を受けている者がいる場合は、地域振興局若しくは支庁の長又は福祉事務所長が発行するその旨を証する書類
- (4) 入院者又はその属する世帯の世帯員のうちに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者がいる場合は、地域振興局若しくは支庁の長又は福祉事務所長が発行するその旨を証する書類の写し

別記第2号様式中「費用徴収額減額(免除)申請書」を「徴収額減額(免除)申請書」に、  
「の費用徴収額」を「の徴収額」に、費用徴収額 を 徴収額 に、  
「家族」を「入院費用負担者」に、「根拠となる」を「理由を証する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第35号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の入院に要する費用の徴収に関する規則(昭和56年鹿児島県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第5条第3項第4号及び別記第1号様式備考3(4)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第803号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8358	平成26年 7月14日	映 画	淫乱体験 カラダが溶けちゃう	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8359			クリーニング恥娘 いやらしい染み	新日本映像		
8360			いんらんな女神たち	オーピー映画		
8361			淫ら姉妹 生肌いじり	新東宝映画		
8362			和服のコンパニオン 極上昇天	新日本映像		
8363			乱交の門 むさぼり調教	オーピー映画		
8364			ザ・緊縛	新東宝映画		
8365			連続暴行犯 熟れ妻狩り	新東宝映画		

8366		痴漢電車 いけない夢旅行	オーピー映画	
------	--	--------------	--------	--

## 鹿児島県告示第804号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24969	平成26年 7 月 14 日	雑 誌	p e t i t R o s e vol. 9 18328-08	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24970			無敵恋愛エスガール 8月号 08577-8	ぶんか社		
24971			コミック ホットミルク 8月号 13941-08	コアマガジン		
24972			COMIC 華漫 8月号 03777-8	ワニマガジン社		
24973			別冊週漫スペシャル 8月号 17929-08	芳文社		

## 鹿児島県告示第805号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画特別用途地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第807号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
郡山都市計画特別用途地区

- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第808号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
松元都市計画特別用途地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第809号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画準防火地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第810号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 鹿児島都市計画道路  
(2) 名称 3・5・53号鼓川通線
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**始良・伊佐地域振興局告示第20号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 7 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
PLUS	霧島市国分新町 1212番地1	有限会社東飯金	霧島市隼人町住 吉713番地106	東 隆一郎	平成26年 6月30日	就労継続 支援B型

**大島支庁告示第16号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年 7 月 22 日

大島支庁長 本重人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 徳州園	大島郡徳之島町 亀徳3345番地	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成26年 7月1日	自立訓練 (生活訓練)

## 公 告

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
広幅複写機の賃貸借 18台
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成26年10月31日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成26年11月1日から平成31年10月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 所定の機能等証明書を平成26年8月28日（木）午後5時15分までに4の(2)の場所に提出し、当該物品を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を「要求仕様書」の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 複写サービス業務を第三者へ再委託する場合は、機能等証明書提出時に併せて再委託申請書を提出し、承認を得ること。

- なお、再委託を行う場合は、再委託先の事業者についても(1)及び(2)の資格を満たすこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
平成26年7月22日から同年8月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県土木部監理課経理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
平成26年9月2日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年9月3日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎14階）会議室14-A-1
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（ア）交付場所 (2)に同じ。  
（イ）交付期限 平成26年8月25日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県土木部監理課経理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3486

ファックス番号 099-286-5617

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Wide copying machines:18
- (2) DELIVERY PERIOD:  
31 October 2014
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 2 September 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Public Works Administration Division



Public Works Department  
 Kagoshima Prefectural Government  
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
 TEL 099-286-3486  
 FAX 099-286-5617

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**鹿児島県選挙管理委員会告示第25号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定により、平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
 平成25年 7 月 21 日 執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
 41,889,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩重 仁子	所属党派	日本維新の会	期	平成25年 6 月 21 日から 同年 7 月 25 日まで
出納責任者氏名	牛島 靖裕			間	第 1 回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	2,677,750
いわけ仁子後援会	150,000	家屋費	263,250
野呂 早季子 無職	170,000	選挙事務所費	260,250
戸松 由美子 無職	170,000	集合会場費	3,000
鈴 京子 無職	170,000	通信費	2,000
垂野 真奈美 無職	170,000	印刷費	2,681,952
浜田 学 無職	170,000	広告費	5,723,566
須田 隆志 無職	170,000	文具費	14,696
吉松 順司 無職	140,000	休泊費	134,710
小倉 博文 秘書	140,000	雑 費	36,606
白幡 浩巳 会社員	140,000		
石川 英明 無職	170,000		
その他の寄附 1 件	10,000		
その他の収入	6,527,117		
今回計	8,297,117	今回計	11,534,530
総 計	8,297,117	総 計	11,534,530

	項 目	金額 (円)
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	選挙運動用通常葉書の作成	327,600
	ビラの作成	902,400
	ポスターの作成	1,451,952
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	3,237,413

報告書受理年月日	平成25年 8 月 2 日 第 1 回報告分
----------	------------------------

候補者氏名	尾辻 秀久	所属党派	自由民主党	期	平成25年 6 月 1 日から 同年 8 月 2 日まで
出納責任者氏名	松山 孝一			間	第 1 回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		人件費		2,587,000
自由民主党鹿児島県参議院選挙 区第五十一支部	10,000,000		家屋費		2,447,595
黒岩 はる子 無職	100,000		選挙事務所費		1,713,500
鮫島 康一 無職	100,000		集合会場費		734,095
鶴田 征子 無職	100,000		通信費		336,110
南野 昌子 無職	100,000		交通費		1,115,994
中川 季理子 無職	100,000		印刷費		3,663,840
その他の収入	5,000,000		広告費		1,875,494
今回計	15,500,000		文具費		44,023
総 計	15,500,000		食糧費		303,662
			休泊費		193,610
			雑 費		351,001
			今回計		12,918,329
			総 計		12,918,329

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目		金額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成		327,150
	ビラの作成		902,400
	ポスターの作成		1,451,952
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		159,000
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		200,000
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		190,000
	計		3,230,502

報告書受理年月日	平成25年 8 月 5 日 第 1 回報告分
----------	------------------------

候補者氏名	野口 寛	所属党派	日本共産党	期	平成25年 6 月 27 日から 同年 7 月 29 日まで
出納責任者氏名	吉行 弘子			間	第 1 回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		人件費		329,000
日本共産党鹿児島県委員会	1,820,000		家屋費		170,000
その他の寄附 6件	64,000		選挙事務所費		170,000
			通信費		1,580
			印刷費		1,111,094
			広告費		95,000
			食糧費		69,752
			休泊費		53,300
			雑 費		20,720
今回計	1,884,000		今回計		1,850,446
総 計	1,884,000		総 計		1,850,446

報告書受理年月日	平成25年 8 月 5 日 第 1 回報告分
----------	------------------------

候補者氏名	野口 寛	所属党派	日本共産党	期	平成25年 7 月 30 日から 同年 9 月 20 日まで
出納責任者氏名	吉行 弘子			間	第 2 回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		通信費		53,103
日本共産党鹿児島県委員会	75,049		広告費		21,000
今回計	75,049		雑 費		34,500
前回計	1,884,000		今回計		108,603
総 計	1,959,049		前回計		1,850,446
			総 計		1,959,049

報告書受理年月日	平成25年 9 月 30 日 第 2 回報告分
----------	-------------------------

候補者氏名	松澤 力	所属党派	幸福実現党	期	平成25年 4 月 9 日から 同年 7 月 30 日まで
出納責任者氏名	松澤 力			間	第 1 回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		人件費		75,000
幸福実現党鹿児島県本部	1,111,100		家屋費		51,100
幸福実現党	5,500,000		選挙事務所費		42,000
その他の収入	830,000		集会会場費		9,100
			通信費		4,030
			交通費		78,108
			印刷費		3,112,436
			広告費		109,725
			文具費		3,937
			休泊費		31,900
			雑 費		511,520
今回計	7,441,100		今回計		3,977,756
総 計	7,441,100		総 計		3,977,756

報告書受理年月日	平成25年 8 月 2 日 第 1 回報告分
----------	------------------------

候補者氏名	皆吉 稲生	所属党派	民主党	期	平成25年 6 月 4 日から 同年 7 月 30 日まで
出納責任者氏名	海江田 文恵			間	第 1 回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		人件費		3,989,150
民主党鹿児島県総支部連合会	6,500,000		家屋費		479,715
民主党	5,000,000		選挙事務所費		360,000
その他の収入	100,000		集会会場費		119,715
			通信費		27,978
			交通費		609,679
			印刷費		2,694,102
			広告費		3,815,977
			文具費		9,357
			食糧費		643,328
			休泊費		421,245

		雑 費	1,988,235
今回計	11,600,000	今回計	14,678,766
総 計	11,600,000	総 計	14,678,766

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	327,150
	ビラの作成	902,400
	ポスターの作成	1,451,952
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	3,397,127

報告書受理年月日	平成25年 8 月 2 日 第 1 回報告分
----------	------------------------

**監 査 委 員 公 表**

**監査委員公表第 9 号**

平成26年 3 月 20 日付け監査第131号の監査結果に基づき、平成26年 7 月 1 日付け鹿教総第167号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県監査委員 弓指博昭  
同 橋口和博  
同 岩崎昌弘  
同 青木 寛

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
総合体育センター	体操器具倉庫に関して、公有財産台帳が整備されていない。	1 再発防止の対策 公有財産の管理については、公有財産台帳と保有財産とのチェックを強化するなど対策を講じた。 また、職場研修や会計職員研修を通して、公有財産事務に係る手続について理解を深めるよう指導を行った。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互の自主検査を活用しチェック体制を強化することとした。
末吉高等学校	平成23年度に寄附を受けた物品について、寄附受納の手続がなされていない。	1 再発防止の対策 速やかに寄附受納の手続を行うとともに、再発防止を図るため、職員間での事務処理のチェック体制を強化するなど対策を講じた。 また、職場研修や会計職員研修を通して、寄附受納に係る手続について理解を深めるよう指導を行った。
志布志高等学校	行政財産（建物）の使用許可に係る使用料の算定に誤りがあり、徴収不足となっているものがあつ	1 再発防止の対策 行政財産に係る事務処理について、職員間におけるチェック体制を強化するなど対策を講じた。 2 自主検査の強化及び研修等への参加

	た。	自主検査の強化及び所属相互の自主検査を活用しチェック体制を強化することとした。 また、職場研修や会計職員研修を通して、行政財産の使用許可に係る手続について理解を深めるよう指導を行った。
沖永良部高等学校	パソコンの物品事故により、損害が発生している。 また、事故報告がなされていない。	1 再発防止の対策 物品の事故報告を行ったほか、物品に事故が発生した場合、県会計規則に基づく事故報告等を的確に行うよう関係職員に周知徹底を図るとともに、関係職員で報告もれ等のチェックを行う体制を整えた。
鹿児島盲学校	産業廃棄物収集運搬及び処理業務委託契約において、随意契約の相手方を決定した後、業務の一部を他者と契約するなど契約事務が適正になされていないものがある。	1 再発防止の対策 再発防止を図るため、業務の内容を精査するとともに、職員間におけるチェック体制を強化するなど対策を講じた。 また、職場研修や会計職員研修を通して、契約事務に係る手続について理解を深めるよう指導を行った。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
南薩養護学校	赴任旅費の不足払いがある。	1 再発防止の対策 不足額については、速やかに支払うとともに、再発防止を図るため、職員間で十分な情報共有ができるよう異動者に係る情報を整理した一覧表を作成するなど対策を講じた。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互の自主検査を活用しチェック体制を強化することとした。

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第77号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 7 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRバットマンDRN	株式会社メーシー	4P0402
ぱちんこ遊技機	CRZETMANFPF	株式会社藤商事	4P0469
ぱちんこ遊技機	CRZETMANFPK	株式会社藤商事	4P0555
回胴式遊技機	ニューキングハナハナDX-30	株式会社パイオニア	4S0458
回胴式遊技機	アバレフーウンジNE	株式会社パイオニア	4S0461
回胴式遊技機	押忍！サラリーマン番長 俺に日本は狭すぎるA9	株式会社大都技研	4S0483